

令和 4 年度 (2022 年度) 化学物質環境実態調査の進捗状況

令和 4 年 1 2 月 2 1 日
環境保健部環境安全課

1. 調査内容

(1) 初期環境調査

環境リスクが懸念される化学物質について、一般環境中で高濃度が予想される地域においてデータを取得することにより、化管法の指定化学物質の指定、その他化学物質による環境リスクに係る施策について検討する際の基礎資料等とすることを目的としている。令和4年度は、表1に示す物質を調査対象とした。

(2) 詳細環境調査

化審法の優先評価化学物質のリスク評価等を行うため、高濃度が予想される地域を含む一般環境中における全国的なばく露評価について検討するための資料とすることを目的としている。令和4年度は、表2に示す物質を調査対象とした。

(3) モニタリング調査

化審法の第一種特定化学物質等について、一般環境中の残留状況を監視すること及び POPs 条約に対応するため、条約対象物質等の一般環境中等における残留状況の経年変化を把握することを目的としている。令和4年度は、表3に示す物質を調査対象とした。

2. 精度管理

初期環境調査及び詳細環境調査においては、複数の分析機関が同一の化学物質の分析を行うため、分析機関間の差異及びばらつきが生じる恐れがあることから、これらを事前に把握し、対策を行うことを目的として、化学物質環境実態調査精度管理等業務を実施した。令和4年度の同業務の概要は以下のとおり。

- (1) 共通の標準物質等(内標準物質及びサロゲートを含む。)を配布。
- (2) 標準物質を調製、各分析機関に配布し、ラウンドロビンテスト等を実施。
- (3) 有識者が一部の分析機関へ立入調査を行い、実施状況が適正であるか確認。

また、モニタリング調査においては単一の分析機関による分析であるが、過年度からの継続性を担保するため、国立研究開発法人国立環境研究所及び有識者が分析機関へ立入調査を行い、実施状況が適正であることの確認を行った。

表1 令和4年度初期環境調査対象物質

番号	調査物質名	調査媒体				要望施策
		水質	底質	生物	大気	
1	アトルバスタチン	◎				PPCPs
2	ジエチルアミン	○				環境リスク 初期評価
3	2-(ジエチルアミノ)エタノール				◎	大気環境
4	4,4'-ジヒドロキシジフェニルメタン（別名：ビスフェノールF）	◎				環境リスク 初期評価
5	1,3-ジフェニルグアニジン	○				化管法
6	4,4'-スルホニルジフェノール（別名：ビスフェノールS）	◎				環境リスク 初期評価
7	2,5,8,11-テトラオキサドデカン（別名：トリエチレングリコールジメチルエーテル）	◎				環境リスク 初期評価
8	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリアジン-2,4,6(1 <i>H</i> ,3 <i>H</i> ,5 <i>H</i>)-トリオン（別名：1,3,5-トリスグリシジル-イソシアヌル酸）	◎				化管法
9	4,4'-[2,2,2-トリフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチリデン]ビスフェノール（別名：ビスフェノールAF）	◎				環境リスク 初期評価
10	3,5,5-トリメチル-1-ヘキサノール	◎				環境リスク 初期評価
11	1,2-ビス(2-クロロフェニル)ヒドラジン	◎				化管法
12	フラン	◎				環境リスク 初期評価
13	2-メルカプトベンゾチアゾール	○				化管法

注：◎は初めて調査するもの、○は過去にも調査しているもの。

化管法：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

PPCPs: Pharmaceutical and Personal Care Products

表2 令和4年度詳細環境調査対象物質

番号	調査物質名	調査媒体				要望施策
		水質	底質	生物	大気	
1	アルコール(アルキル基が直鎖で炭素数が 10 から 16 までのもの)	○				化審法 化管法
2	アルキル(ベンジル)(ジメチル)アンモニウム及びその塩類(アルキル基の炭素数が 12、14 又は 16 のもの)	○				化審法
3	N,N-ジメチルアルカン-1-アミン=オキシド類(アルキル基の炭素数が 10、12、14、16 又は 18 で、直鎖型のもの)	○	○			化審法
4	トリメチル(オクタデシル)アンモニウム及びその塩		◎			化審法
5	4,4'-(プロパン-2,2-ジイル)ジフェノール (別名: 4,4'-イソプロピリデンジフェノール又はビスフェノール A)	○				環境リスク 初期評価
6	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステル及びその塩類(オキシエチレンの重合度が 1 から 6 までのもの)	◎				化管法 環境リスク 初期評価

注: ◎は初めて調査するもの、○は過去にも調査しているもの。

化審法: 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

化管法: 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

表3 令和4年度モニタリング調査対象物質

番号	調査対象物質	調査媒体			
		水質	底質	生物	大気
1	PCB 類	○	○	○	○
2	ヘキサクロロベンゼン	○	○	○	○
3	HCH (ヘキサクロロシクロヘキサン) 類 (4 物質)	○	○	○	○
4	ポリブロモジフェニルエーテル類	○	○	○	○
5	ペルフルオロオクタンスルホン酸	○	○	○	○
6	ペルフルオロオクタン酸	○	○	○	○
7	ペンタクロロベンゼン	○	○	○	○
8	1, 2, 5, 6, 9, 10-ヘキサブロモシクロドデカン (HBCD) 類	○	○	○	○
9	ヘキサクロロブタ-1, 3-ジエン	○	○	○	○
10	短鎖塩素化パラフィン (炭素数が10から13までのもの)	○	○	○	○
11	ペルフルオロヘキサンスルホン酸	○	○	○	○